

XII 自己点検・評価

【到達目標】

- ・大学における自己点検・評価体制を構築するとともに、すべての教職員が参画する体制に拡充する。
- ・自己点検・評価等を行うことで、大学の教育研究活動の客観性及び透明性を高め、その結果を大学運営の改善と活性化に反映させる。

1 自己点検・評価

◎主要点検・評価項目

- ・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状】

和歌山県立医科大学将来構想検討委員会が昭和56年に設置され、昭和60年最終答申が出された。続いて、和歌山県立医科大学統合移転用地選定委員会が昭和61年に設置され、昭和63年に答申を提出し、県議会等の各方面の意見をふまえ、同年移転先を現在の紀三井寺に決定した。

その後、設置者からの大学に対する要請や大学としての教育・研究・診療に関する考え方が整理され、移転整備にかかる重要事項の検討及び調整を行うため、和歌山県立医科大学移転整備協議会が県に設置された。

これを受けて、学内に平成元年に和歌山県立医科大学統合移転整備委員会を設置し、大学の現状を点検し、移転整備に関する学内の具体的事項を決定した。この一連の経過の中で自己点検評価委員会が組織され、その結果を踏まえて、移転後の新組織について検討を行い、大学の施設、組織及び運営のあり方が決定され、統合移転が行われた。

本学では、平成5年に、本学における教育、研究及び医療活動等の状況について自ら点検及び評価並びに結果の公表を行うため、自己点検・評価委員会を設置した。

また、本学は平成10年新しい紀三井寺キャンパスに移転したが、移転後は新しい施設での管理運営に専念して取り組み、個別の委員会での活動により点検・評価を行い、新しい大学の運営に反映させた。

その後、諸般の事情のため自己点検・評価への取り組みが遅れたが、平成14年度、本学の自己点検・評価のあり方を検討するとともに、財団法人大学基準協会への加盟準備を始め、その結果を同報告書として作成、大学基準協会に申請し、平成15年度に、同協会の大学基準に適合していると認定され、正会員への加盟・登録を承認された。なお、同報告書及び加盟判定審査結果については、現在でも大学のホームページ上に公表している。

また、学校教育法の改正、認証評価制度の制定が実施され、自己点検・評価とそれに基づく大学認証評価が法定されたこともあって、平成18年には大学評価委員会を設置し、平成19年度末までに自己点検・評価報告書を取りまとめ、認証評価を申請することとした。

なお、本学の大学評価委員会は、医学部長を委員長に理事、各部局長、事務局次長等計16名で構成され、本学の教育活動、研究活動、医療活動、業務運営、財務等の状況について自ら行う点検及び評価並びに外部評価等の実施に関して必要な事項を行うため設置されている。

【点検・評価】

本学の自己点検・評価の活動は、以前から意欲的に取組み、その成果として教学改革を始め様々な改革に結びついてきたことは評価される。また、自己点検・評価に関する組織や体制についても規程等が整備され強化されてきた。こうした取組が平成15年の大学基準協会の会員加盟につながっている。

しかし、学校教育法が改正され、大学における自己点検・評価の実施と結果の公表が法律上明示され、7年以内ごとに認証評価機関による評価を受けることが義務化されたように、大学の自己点検・評価に対する社会的要請が一層高度化・厳格化してきているが、これに対する全学構成員の認識は必ずしも深められていないのが実情である。

これまでの各種の点検・評価活動は、限定的な取組に終わることが多く、改善・改革へと制度的に促進する仕組みになっていないからであると推測される。

【改善・改革に向けた方策】

点検から評価、そして改善への機能を担保する新しいシステムの構築が急務かつ重要である。また、定期的な自己点検・評価活動を根付かせていくためには、データベースの構築は不可欠であり、その構築を急ぐ必要がある。

なお、自己点検・評価活動への参加は、一部の教職員に限られている傾向があり、教育・研究の現場で、すべての教職員が自己点検・評価活動に参加する体制を拡充する必要もある。

2 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

◎主要点検・評価項目

- ・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状】

本学における自己点検評価に関しては、公立大学法人和歌山県立医科大学大学評価委員会規程に基づいて行われ、委員会は常置され恒常的な活動を行うことを前提とされている。しかし、以前設置していた自己点検・評価委員会においては、その活動が事実上休止している状態であった。

現在設置している大学評価委員会における自己点検・評価の情報は、大学・学部・研究科、事務局に伝わるシステムとなっており、改善・改革等に結びつけられるシステムも制度的にも確立されている。

【点検・評価】

自己点検・評価の結果を全体として、改善・改革等に結びつけられるシステムは機能されていることは評価できる。

【改善・改革に向けた方策】

今後においては、大学評価委員会が中心となって、今回の点検評価内容の検証はもちろんのこと、計画的な点検評価活動の実施について検討を行っていく必要がある。

特に公立大学として、県民に開かれた大学組織としていくためにも点検評価の実施結果については、広く公表するために大学ホームページの活用についても積極的に行っていく必要がある。

3 自己点検・評価に対する学外者による検証

◎主要点検・評価項目

- ・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

【現状】

自己点検・評価に対する学外者による検証としては、平成15年に財団法人大学基準協会の会員となるために加盟判定審査を受け、その結果を公表している。

しかし、自己点検・評価結果を定期的に学外者によって検証する仕組みはもっていない。

なお、地方独立行政法人法に基づき、事業年度に係る業務の実績に関する報告書や計画の実施状況の提出、県公立大学法人評価委員会による評価及びこれらの公表等が義務づけられることとなったことから、これを通じて、学外者によって検証されているものとしている。

【点検・評価】

大学基準協会の加盟判定審査の際の助言や勧告に対する取組は適切に行われ、改善・改革を行ってきた。しかし、学外者による自己点検・評価に対する検証システムをもっていないことは、自己点検・評価についての社会との緊張感を希薄化させることになる。

年度ごとに自己点検・評価の活動を行い、そこで明らかになった課題や問題点を継続的に改善や改革に連動させるためには、学外者を含む検証が不可欠と言える。

【改善・改革に向けた方策】

学校教育法の改正、認証評価制度の制定が実施され、自己点検・評価とそれに基づく大学認証評価が法定されたこともあって、平成18年に大学評価委員会を設置したところであるが、委員全員が本学の教職員であり、委員の構成に関して、学外者を含める方向での検討が必要である。

4 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する 対応

◎主要点検・評価項目

・文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

本学は、大学基準協会の会員となるために、平成15年度に加盟判定審査を受けた。審査の結果、本学が大学基準に適合しているものとして、正会員への加盟・登録を承認された。

その際、以下のような助言を受けた。

一、勧告

なし

二、助言

1 理念・目的・教育目標について

①長所の指摘に関わるもの なし

②問題点の指摘に関わるもの なし

2 教育研究組織について

①長所の指摘に関わるもの なし

②問題点の指摘に関わるもの なし

3 大学・学部等の教育研究の内容・方法と条件整備について

(1) 教育研究の内容等

①長所の指摘に関わるもの

1) 基礎医学教育の最後に、少人数による基礎配属（2ヶ月）を設けて学生のモチベーションを高めることは有意義であり評価できる。

2) 4年生の臨床講義の代わりに行うチュートリアル教育は、短期間ではあるが評価できる。

②問題点の指摘に関わるもの

1) 講述講義中心の座学の多い伝統的カリキュラムとなっている。新しい医学教育の流れをより積極的に取り入れることが望まれる。

(2) 教育方法とその改善

①長所の指摘に関わるもの なし

②問題点の指摘に関わるもの

1) シラバスの記載内容にばらつきがあるので改善が望まれる。

2) 学生による授業評価を組織的に実施し、教育改善に努めることが望まれる。

3) 新しいOSCEなどの評価方法も取り入れられているが、臨床実習の評価がなされておらず、これもOSCEを使って評価することが望まれる。

4) FDの活性化や教員評価による教育レベルの向上に積極的に取り組む必要がある。

4 大学院研究科の教育・研究指導の内容・方法と条件整備について

(1) 教育・研究指導の内容等

- ①長所の指摘に関わるもの なし
- ②問題点の指摘に関わるもの なし

(2) 教育・研究指導方法の改善

①長所の指摘に関わるもの

- 1) 院生の研究指導を大学院全体で行おうという趣旨から、大学院セミナーと研究討議会の制度が確立していることは評価できる。
- 2) 院生の国際学会での発表を推進していることは評価できる。

②問題点の指摘に関わるもの

- 1) 概して、古い体質の大学院研究科という印象を受ける。大学院の教育、研究指導の点検、方法の改善を総合的に行う取り組みが望まれる。

(3) 学位授与・課程修了の認定

①長所の指摘に関わるもの

- 1) 優れた研究業績を上げた者に対する大学院早期修了者の制度を設けていることは評価できる。
- 2) 学位請求論文の掲載雑誌については、査読付き学術誌に限定して質の確保を図っており、評価できる。

②問題点の指摘に関わるもの

- 1) 英文論文の比率が低い点は改善の必要がある。今後内容の高度化を図りつつその比率を高める努力が必要である。

5 学生の受け入れについて

①長所の指摘に関わるもの

- 1) 平成13年度から和歌山県内の現役学生に限定した推薦入学試験を採用したことは、地域の保健医療、福祉の向上に貢献するという建学の理念に適うものであり評価できる。

②問題点の指摘に関わるもの

- 1) 学部の収容定員に対する在籍学生数比率がやや高いので、留年率の高い学年があること（4年次15.5%、6年次10.9%）にも留意し、その理由を明確にするとともに適正化に努力することが望まれる。
- 2) 研究生制度が2種あるが、大学院制度の発展の阻害要因とならないように配慮する必要がある。

6 教育研究のための人的体制について

①長所の指摘に関わるもの なし

②問題点の指摘に関わるもの

- 1) 研究補助体制に不足があるならば、院生のTAを採用するなど人的資源の活用も考慮する必要がある。

7 研究活動と研究体制の整備について

(1) 研究活動

- ①長所の指摘に関わるもの
- 1) 共同研究支援体制として「先端医学研究所」が設置されるとともに、学長決済の「医学研究助成」が予算化され、共同研究、学際的研究を推進する役割を果たしていることは評価できる。
- ②問題点の指摘に関わるもの
- 1) 提出された資料によると、教員の一部に論文発表が少ない者が見受けられる。専任教員の業績（教育、研究等）評価（第三者評価）を行うなど、研究活動を活性化させる方策が必要である。
- (2) 研究体制の整備
- ①長所の指摘に関わるもの なし
- ②問題点の指摘に関わるもの なし
- 8 施設・設備等について
- ①長所の指摘に関わるもの
- 1) 1998（平成10）年9月の新キャンパス統合移転により、大学・学部および医学研究科の施設・設備等が充実した。またバリアフリー化に対応した施設は評価できる。
 - 2) 生涯教育・地域医療センターの整備は、大学の理念に照らして評価できる。
- ②問題点の指摘に関わるもの なし
- 9 図書館及び図書等の資料、学術情報について
- ①長所の指摘に関わるもの なし
- ②問題点の指摘に関わるもの なし
- 10 学生生活への配慮について
- ①長所の指摘に関わるもの なし
- ②問題点の指摘に関わるもの
- 1) セクシュアルハラスメントに関しては、学生のみならず、教職員に徹底するための広報活動を積極的に行う必要がある。
- 11 管理運営について
- ①長所の指摘に関わるもの なし
- ②問題点の指摘に関わるもの
- 1) 委員会の数が多すぎるので、これらを整理統合して、管理運営体制の簡素化を図ることが望まれる。
- 12 事務組織について
- ①長所の指摘に関わるもの
- 1) 事務組織は「和歌山県行政組織規則」により設置運営されているが、2002（平成14）年度から県に担当の参事を設け、大学改革推進の強化を図るなど、大学と「和歌山県総務学事課」との関係が築かれていることは評価できる。
- ②問題点の指摘に関わるもの なし
- 13 自己点検・評価等について
- ①長所の指摘に関わるもの なし

②問題点の指摘に関わるもの

- 1) 自己点検・評価委員会がシステムとして十分に機能していない。各部門にフィードバックして継続的に改善を積み重ねることのできるシステム構築が必要である。また、学内だけの自己点検・評価だけでなく、外部評価による検証が必要である。
- 2) 大学として、大学院研究科独自の自己点検・評価を実施することが望まれる。

表XⅡ-1

大学基準協会からの助言（平成15年度に加盟判定審査を受けた際のもの）に対する対応策

点検項目	指摘内容	対応策
教育研究の内容・方法と条件整備	講述講義中心の座学の多い伝統的カリキュラムとなっている。新しい医学教育の流れをより積極的に取り入れることが望まれる。	平成18年入学生より教養セミナーを実験を含めたチュートリアル形式に改定、基礎医学PBLを新たに導入した。臨床系の講義においては2週間の集中型症例検討PBLをTeam-Based Learning形式で講義とのハイブリッド形式で4年次に通年で行うように改定した。医学英語についてはWeb-Based Learningを導入し、米国人教員による教育を導入した。また、ケア・マインドおよび地域医療マインド育成のため、6年間を通して、種々の地域実習が行えるように改定するなど、新しい試みを導入した。
教育方法とその改善	シラバスの記載内容にばらつきがあることで改善が望まれる。	シラバスの記載については、雛形を提示するとともに学生課、教育研究開発センターにおいて形式を整えるなど統一した形式になるよう配慮した。
	学生による授業評価を組織的に実施し、教育改善に努めることが望まれる。	学生による授業評価については、講義、実習、臨床実習について学内で統一した授業評価を行い、教員に対してその評価を全体の評価との比較で提示し、授業の改善に努めている。また、平成18年度からはタッチパネル形式のPCによる入力および解析システムを導入し、事務作業の省力化を図った。
	新しいOSCEなどの評価方法も取り入れられているが、臨床実習の評価がなされておらず、これもOSCEを使って評	臨床実習の評価については、平成18年度入学生からはカリキュラム上、卒業時にAdvanced OSCEを導入する。

	<p>価することが望まれる。</p>	<p>平成18年度にAdvanced OSCEに関するFDを開催し、課題作りを行うとともに、実施に向けての準備を行っている。</p>
	<p>FDの活性化や教員評価による教育レベルの向上に積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>平成18年度からは、医学教育および臨床技能に関するFDを3回開催し、FDの開催回数を増やしている。平成19年度のFDについても5回/年の開催する予定になっており活発化を図っている。</p>
<p>大学院研究科の教育・研究指導方法の改善</p>	<p>概して、古い体質の大学院研究科という印象を受ける。大学院の教育、研究指導の点検、方法の改善を総合的に行う取り組みが望まれる。</p>	<p>平成17年度から大学院研究科の大幅な再編整備し、広範囲の医学研究を可能とする体制を強化したところであり、その理念に沿った大学院の教育、研究指導の点検、方法の改善を総合的に行う取組を実施している。</p>
	<p>英文論文の比率が低い点は改善の必要がある。今後内容の高度化を図りつつその比率を高める努力が必要である。</p>	<p>平成18年度から、原則英文論文としており、その定着が図られている。</p>
<p>学生の受け入れ</p>	<p>学部の収容定員に対する在籍学生数比率がやや高いので、留年率の高い学年があること（4年次15.5%、6年次10.9%）にも留意し、その理由を明確にするとともに適正化に努力することが望まれる。</p>	<p>現在、進級判定が1、3、4、6年次になっていること、試験の形式、難易度が統一されていないことなどが原因の一つになっていると考えている。平成19年度の卒業試験はMCQ試験に統一し、試験内容が適正かについても検討するなどの改定を行った。平成20年度からは2年次に進級判定をすることで早期に就学不十者に対応するようにしている。</p>
	<p>研究生制度が2種あるが、大学院制度の発展の阻害要因とならないように配慮する必要がある。</p>	<p>2種（甲・乙）の研究生制度については、改善の余地があり、現在検討中である。</p>
<p>教育研究のための人的体制</p>	<p>研究補助体制に不足があるならば、院生のTAを採用するなど人的資源の活用も考慮する必要がある。</p>	<p>TAについては、導入に向けて検討中である。</p>
<p>研究活動と研究体制の整備</p>	<p>提出された資料によると、教員の一部に論文発表が少ない者が見受けられる。専任教員の業績（教育、研究等）評価（第</p>	<p>本学の教育・研究等の一層の活性化を図るため、平成20年度から教員の個人評価制度を導入する。（平成19</p>

	三者評価)を行うなど、研究活動を活性化させる方策が必要である。	年度において教員の評価制度を試行した。)
学生生活への配慮	セクシュアルハラスメントに関しては、学生のみならず、教職員に徹底するための広報活動を積極的に行う必要がある。	職員等相談処理規程を制定(平成19年4月)、その中でセクシャルハラスメント防止に関する条項を策定するとともに、6月に職場研修員に対して研修を実施した。
管理運営	委員会の数が多すぎるので、これらを整理統合して、管理運営体制の簡素化を図ることが望まれる。	法人化に伴い、新たに委員会を設置する必要が多く、総数として減らすことができなかったが、今後の整理統合を視野に業務の効率化を検討している。
自己点検・評価等	自己点検・評価委員会がシステムとして十分に機能していない。各部門にフィードバックして継続的に改善を積み重ねることのできるシステム構築が必要である。また、学内だけの自己点検・評価だけでなく、外部評価による検証が必要である。	現在設置している大学評価委員会における自己点検・評価の情報は、大学・学部・研究科、事務局に伝わるシステムとなっており、改善・改革等に結びつけられるシステムも制度的にも確立されている。なお、地方独立行政法人法に基づき、事業年度に係る業務の実績に関する報告書や計画の実施状況の提出、県公立大学法人評価委員会による評価及びこれらの公表等が義務づけられることとなったことから、これを通じて、学外者によって検証されているものとしている。
	大学として、大学院研究科独自の自己点検・評価を実施することが望まれる。	平成19年度末までに自己点検・評価報告書を作成する際、大学院研究科の項目立てをし、その自己点検・評価を実施することとしている。